

公的責任の大はば後退 学校給食・保育所給食の 調理部門民間委託は中止に！



中丸小 7/7 の給食。中丸小 HP から

突破口はどうかい村松宿こども園の給食

これまで、東海村の学校や保育所の給食は、「完全村営で、あたたかい、おいしい、安全・安心、ゆたかな食育につながる」と、他自治体の関係者がうらやむほど、公的責任を充実させていました。しかし、山田村政は、今年4月から「どうかい村松宿こども園」の給食調理を民間に委託しました。理由は、「総合計画や行・財政改革大綱に、事務事業の効率化および経費の縮減のため、民間委託等を推進する」と位置づけられているからというものです。

日本共産党村議団は、事実確認後、昨年12月議会一般質問で委託の問題点を指摘して、計画の撤回を求めました。また、「明るい東海」12月号外で、給食調理の民間委託を含む、村の行・財政改革に伴う福祉・教育分野の行政サービスの大はば後退計画をお知らせし、中止を求めました。

歴代村長・教育長が手をつけなかった民営化

今般、来年4月からは、村職正規調理員の退職をきっかけとする学校給食、保育所給食の調理部門を民間に委託する計画を明らかにしました。正規職員の補充は行わず、臨時職調理員の更新も行わず、調理員の数がちょうど1校分少ない状態にして、その学校（保育所）は委託するという方法で、やがて全校・全保育所を委託にする方法です。

7月10日、学校教育課が議長に「学校給食の調理業務民間委託計画」の説明を行ったことで明らかになりました。

日本共産党村議団は、同日、村長に対し「第4次行革推進による学校給食の民間委託計画の中止を求める要請書」を提出しました。山田村長の結論は、「委託は実施します」というものでした。

党村議団は、「子ども達の心身の健やかな成長に直接つながる給食の民営化は、歴代村長・教育長が手をつけなかった」「効率化と経費縮減を目的とする民間委託を、真っ先に給食で実施するとは、東海村の基本的な政治姿勢が、人より経済性など優先へと大きく後退した」と指摘しました。また行政による働く場の提供として、派遣労働の場を増やす考え方は大変問題」と指摘し、中止を求めました。

教育長は、行革推進副本部長を辞任すべき

本村の村政の4本柱、福祉・教育・環境・農業は、山田村政においても項目としては基本的に継承されるものと思います。しかし、山田村長は当初から「2014年度から3年間、集中して徹底した行財政改革に取り組む」、「聖域なき改革を推進する」として、2014年3月末日付けで、教育長を行財政改革推進本部副本部長に位置づけました。教育の分野が行革の対象にされることに誰も異議を唱えることができない状況をつくりだしたのです。国の教育委員会制度改悪にあわせた教育長の行革推進副本部長登用は、山田村政が村民より国機関に従順に執行しようとする真の姿が明瞭です。

本来、教育長は、こうした公的責任の後退を教育分野から進めるといふ村政の防波堤となって、給食の一部民営化計画の撤回を主張すべきでした。副本部長では、それはできません。直ちに辞任すべきです。



白方小の回転釜。白方小 HP から



民間委託問題について 日本共産党は、こう考えます

7月10日に山田村長に申し入れた「学校給食の委託計画の中止要請」の内容にもとづく考え方で（保育所も同様趣旨です）。

1. 児童・生徒の“食の安全”と、“給食は教育の一環”であるとの位置づけは、公的責任でこそ果たすべきもの

学校給食法は、「給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」と定めています。教育目的では、「学校生活を豊かにし明るい社交性を養うこと、栄養の改善や健康の増進を図ること、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと」があげられています。

目的を達成するためには、法第5条により、「国及び地方公共団体の任務として、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」とされています。この仕事を公の仕事として日々担っているのが現場の職員です。経済効率を追求する市場原理に委ねてはならない分野であることは明らかです。

2. 栄養士など村職員が、直接、責任者以外の目の前の個別の調理員に指示を出す事は、労働者派遣法に抵触する「偽装請負」となる恐れがある。村が責任を果たし職員を確保すべきであり、直営こそ求められている

今回の委託計画では、「村が仕様書をつくり、それにもとづいて調理業務がおこなわれる」ものと思いますが、2012年1月30日付の「内閣府 公共サービス改革推進室」が出した「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き（2014年3月一部改訂）」には、学校給食の「業務実施の方法について」、「地方公共団体と民間企業との「打ち合わせにおいては、地方公共団体が献立・材料・数量・食材の切り方等について、指定の様式を用いて民間事業者に提案を行う」「民間事業者は地方公共団体からの提案を参考に、個別の調理員に指示を出すこと」とされています。

あくまでも村提案の「マニュアル」を「参考に」、事業者が調理員に業務の指示を行うこととなります。村職員が直接指示することはできません。こうしたことから、「給食の質に変わりはないか？」ということが問われます。

村は、現状の調理員の休暇届を受け入れつつ日々安定的に配置する苦勞の解消も委託の目的としています。請け負う企業は、入札等によりが決めるものと思われませんが、職員を多数抱える大企業への委託が十分考えられます。村民の税金や給食費が大手企業に利益として吸い上げられることにならないか、また企業に多数いる調理職員の身分は、本村の現行よりもかなりの低賃金になり、資格を持つ正規社員は少数で、大多数はパート職員で構成という学校給食の調理現場になるのではないかなど、危惧されます。

給食調理員は、成長期にあり味覚が形成されていく時期の子どもたちに、安心・安全でおいしい給食を提供するための専門職です。しかも地域の人を採用して、顔の見える給食というのも重要です。

3. 業務の遂行の責任が外部企業になることから、緊急時の危機管理など村の責任が果たせない懸念があります。

議会報告



大名美恵子

【自宅】東海村村松 2401-2

電話 (284) 0761



川崎篤子

【自宅】東海村白方 284-1

電話 (282) 0229

指定廃棄物は遮断型施設

日本原電(株)は、東海発電所解体で発生する放射性廃棄物L3の素掘り埋設計画を、国・県・村に提出

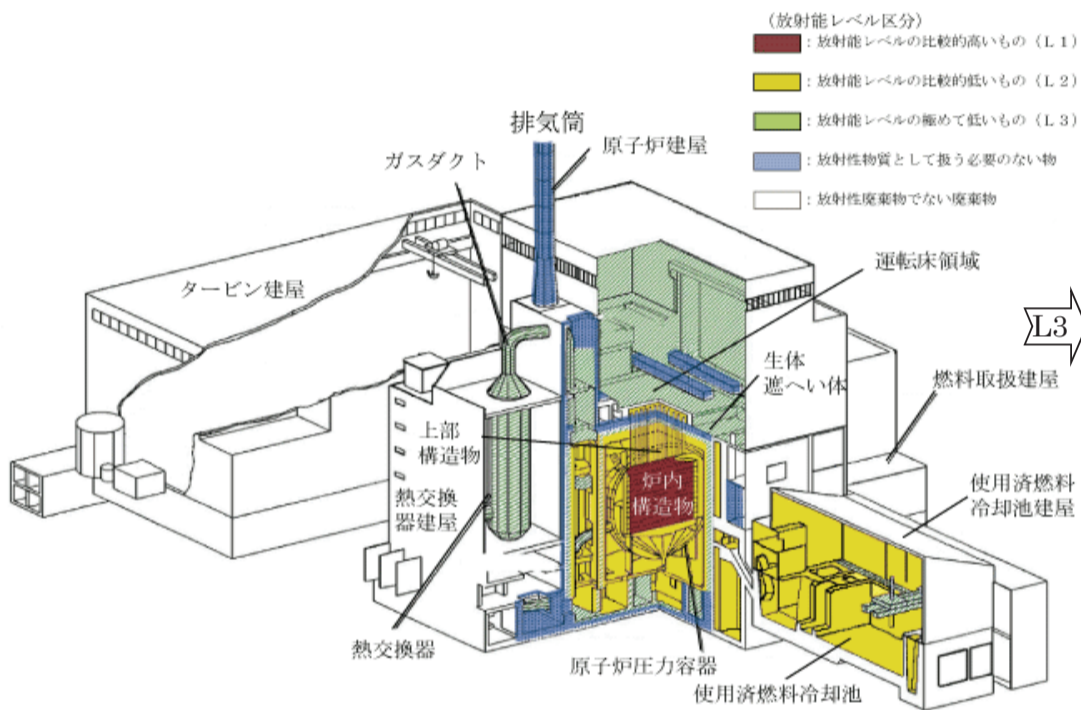
指定廃棄物：8,000 ベクレル/kg以上
L3 廃棄物：セシウム 137 (7,000 ベクレル/kg) コバルト 60 800 万ベクレル/kg
ストロンチウム 10,000 ベクレル/kg

L3は、素掘り埋設計画の中止を

原電は、東海発電所の解体で発生する原子炉压力容器から若干はなれた部分(L3廃棄物)の埋設施設の設置に関し、7月16日、安全協定に基づく新增設等計画書を茨城県及び東海村に提出するとともに、第二種廃棄物埋設事業許可申請書を、原子力規制委員会に提出しました。原電が提出した許可申請書の一部(●の図面)を下記に示します。日本共産党は、素掘り施設に埋設する計画は中止し、遮断型施設

での保管を求めました。①処分場所は明確な表示等、後世にわたって一目でその内容が分かるものとする。また、立ち入り確認ができる施設の構造及びその場所とすること。②処分状況の確認は、一時保管の考え方で一定期間ごとに保管状況を確認すること。③雨水・海水等対策、地震対策、突風・竜巻等対策を十分行い、放射性物質の漏洩を防ぐ遮断型構造の施設を整備し、管理すること。

●東海発電所の主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図

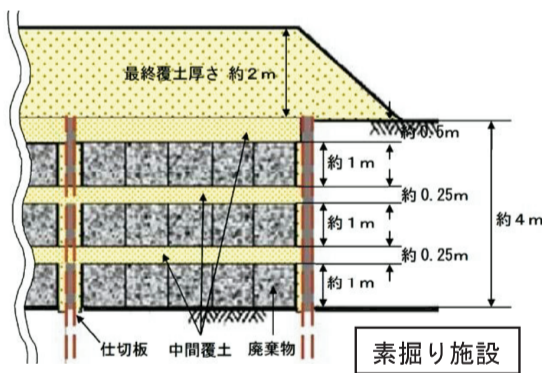


●L3 廃棄物は、「解体撤去工事に伴い発生するもの」と「運転中廃棄物」及び「工事終了後に不要となる解体工事用機器」で、総重量は約 16,000 トン。種類は、設備・機器等の解体撤去で発生する「金属」、建屋の解体撤去に伴って発生する「コンクリートブロック」、「コンクリートガラ」。

運搬中及び埋設作業における放射性粉じんの飛散防止の観点から容器への収納又は梱包を実施する。

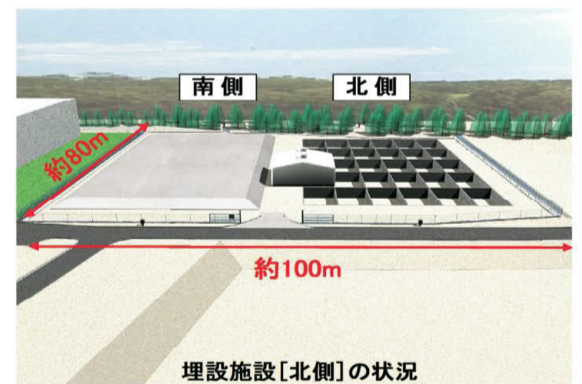
廃棄物の種類	金属	コンクリートブロック	コンクリートガラ
重量	約6,100 トン	約9,400 トン	約500 トン
埋設形態	鉄箱収納	プラスチックシート梱包	フレキシブルコンテナ収納
概要			
収納状態			

●L3 廃棄物は、容器に収納または梱包した状態で並べ、その上面に 2.5cm の覆土を行う。これを 2 段行い、3 段目は 50cm 覆土し地表面の高さにする。最後に地上 2m の覆土をする。南側、北側とも最終覆土が完了したら、間を埋め 1 面化させ平らにし跡地を活用する。



埋設施設イメージ図(部分断面図)

●先に南側の施設に金属を埋設し、その後、北側の施設にコンクリー



埋設施設[北側]の状況

これら計画に対し、日本共産党はこう考えます

★原電は、L3 廃棄物の安全性の根拠に、J P D R での実験をあげています。実験での埋め立ては、1995年から1996年にかけて完了し、埋設後の施設の管理期間は28年間といわれた中、実験は1998年までの2年間で終了しています。実証試験の結果報告書では、「安全性を実証できた」とされていますが、これでは実証試験の意味をなしているとはいえません。

★東海発電所解体のL3 廃棄物は、コンクリートと金属ですが、J P D R での試験は、コンクリートのみでした。また、埋設量の比較でも J P D R は 16,700 トン、今回の L3 は、16,000 トン、放射能総量は 1兆7千億ベクレルにもなります。これでは、実証試験の結果を参考にすることはできません。また、埋設規制制度が改正され、基準が明確になったというところで、実証試験が不十分の中で、「基準」の根拠の信頼性が問われます。

★原電の計画では、コンクリートや金属は容器などに収納し埋設されますが、これは、運搬及び埋設作業中の放射性粉じんの飛散防止のためであり、地中で放射性物質が漏れ出すのを防ぐためではありません。これでは、そもそも L3 は、「素掘りの施設にそのまま埋めて大丈夫」との評価と解釈され、放射性物質の環境への漏洩を前提としている埋設方法と言わなければなりません。

★原電が行った地質及び地下水流動状況の調査結果では、「地下水は定常的に海に流れているので、放射性物質は全量海に流れる」と評価していますが、海に流れるのを認める人がいるのでしょうか。

★村長は、「実証試験の結果を信頼する」「東海発電所の廃炉作業を遅らせないうため L3 の埋設は必要」と言っていますが、国内初の L3 の素掘り埋設は、村一丸となって中止させましょう。